

令和8年給与に関する報告及び勧告の概要

本年の給与勧告・報告の特徴

月例給、特別給(ボーナス)ともに5年連続プラス改定

○民間給与との月例給の較差 15,464 円 (3.68%) を解消するため、給料表を改定

・民間給与との較差が3%を超えるのは2年連続

○特別給(ボーナス)の年間の支給割合を0.05月分引上げ(年間4.65月→4.70月)

1 公民比較

(1) 月例給 ※令和8年4月分給与を比較

民間給与	職員給与	公民較差
436,022円	420,558円	15,464円 (3.68%)

(2) 特別給(ボーナス) ※昨年8月から本年7月までに支給された特別給を比較

民間の年間支給割合	本市の支給月数	民間との差
4.72月	4.65月	0.07月

2 公民較差に基づく給与勧告・報告の主な内容

(1) 月例給の改定内容

- ・給料表を改定すること。
- ・行政職員給料表の改定に当たっては、各職場の業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員については令和7年を上回るよう、所要の改定を行うこと。
- ・行政事務の職に採用される新規学卒者に対して適用する初任給について、人材確保の観点から、国及び他の地方公共団体の水準等を考慮し、大学卒及び短大卒は10,400円、高校卒は10,000円引き上げること。

[初任給の引上げ額(大卒) 消防職員：12,000円、教員：12,100円]

(2) 特別給の改定内容

- ・期末手当及び勤勉手当の支給月数を年間で0.05月分引き上げ、4.70月とすること。
- ・引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に、0.025月分ずつ均等に配分すること。

区分		6月期 支給月数	12月期 支給月数	年間 支給月数
現行	期末手当	1.2875 (1.0875)	1.2875 (1.0875)	4.65 (4.65)
	勤勉手当	1.0375 (1.2375)	1.0375 (1.2375)	
令和8年度	期末手当	1.2875 (1.0875) 支給済	1.3125 (1.1125)	4.70 (4.70)
	勤勉手当	1.0375 (1.2375) 支給済	1.0625 (1.2625)	
令和9年度	期末手当	1.3 (1.1)	1.3 (1.1)	4.70 (4.70)
	勤勉手当	1.05 (1.25)	1.05 (1.25)	

※ () 内は、管理職員の支給割合(月数)である。

(3) 実施時期

月例給の改定：令和8年4月1日から実施

特別給の改定：この勧告を実施するための条例の公布の日から実施

裏面あり



3 その他の給与報告の主な内容

教育職員の給与等に関する法改正※について

- ・教職調整額の段階的引き上げに伴う、教育職員給料表の4級以上（校長及び教頭の職務の級）の給料月額について、引き続き所要の調整を行うこと。
- ・主務教諭の設置について、引き続き適切に対応を検討すること。

※令和7年6月成立の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」。
教職調整額の引き上げ措置は、令和13年まで段階的に実施。

4 人事給与制度等に関する報告（意見）の内容

本年の特徴

様々な経験・価値観・能力を有する多様な人材が集い、安心して働き、職員一人ひとりが強みを活かして能力を最大限発揮し活躍できる、魅力ある組織の実現に向け、必要な取組の方向性を報告

【言及項目】

- (1) 多様で柔軟な働き方の推進（制度の整備促進、無給休暇の検討、責任職による柔軟な働き方の実践）
- (2) キャリア形成の支援（昇任等のキャリアアップに向けた支援促進、自律的なキャリア形成）
- (3) 多様な人材の活躍（女性管理職比率の向上、障害者雇用と働きやすい職場づくり等）
- (4) 人材の定着と確保（離職防止、アルムナイ採用、社会人採用等の人材確保）
- (5) 健康と安心の職場環境（長時間労働の是正への取組、柔軟な働き方を通じた治療と就業の継続等）
- (6) ハラスメントの防止（カスタマーハラスメント対策の周知強化、ハラスメントの防止の徹底等）

【参考1】勧告どおり改定が実施された場合の行政職員の平均年収額

現行	改定後	増減	平均年齢
692万9千円	720万7千円	27万8千円	41.3歳

（令和8年4月から令和9年3月までの年収額）

<影響額>行政職員、消防職員、教育職員及び医療職員 約92億2千万円 [33, 153人]

【参考2】給与勧告・報告の状況

	月例給 公民較差		特別給（ボーナス）		平均年間給与 増減額（行政職員）
			年間支給月数	対前年比増減	
平成2年	11,689円	(3.55%)	5.35月	+0.25月	
平成3年	12,521円	(3.65%)	5.45月	+0.10月	
平成13年	410円	(0.1%)	4.70月	△0.05月	
令和3年	※ ¹ △62円	(△0.02%)	4.30月	△0.15月	△5万6千円
4年	866円	(0.22%)	4.40月	+0.10月	+5万1千円
5年	4,027円	(1.04%)	4.50月	+0.10月	+10万5千円
6年	10,866円	(2.76%)	4.60月	+0.10月	+21万8千円
7年	13,469円	(3.33%)	4.65月	+0.05月	+24万4千円
8年	15,464円	※ ² (3.68%)	※ ³ 4.70月	+0.05月	+27万8千円

※¹ 令和3年は月例給の改定なし

※² 月例給は平成2、3年以来の2年連続3%超えの改定

※³ 特別給は平成13年以来の4.70月

